第３回水戸市農業委員会総会会議録

会長　笹沼恭一は、令和８年９月１１日午前９時３０分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎５階農業委員室に招集した。

出席委員（２４名）

１番　佐川則夫	２番　軍地美代	３番　一木克昭
４番　大関守久	５番　関　成一	６番　照山朝男
７番　岡田幸一	８番　雨貝　裕	９番　小松崎陽子
１０番　雨谷克己	１１番　安　邦弘	１２番　吉澤　勇
１３番　根本　衛	１４番　笹沼恭一	１５番　髙橋　基
１６番　深谷　泉	１７番　市村正司	１８番　大圖金雄
１９番　飛田信広	２０番　皆川　晃	２１番　柏　博文
２２番　松橋裕子	２３番　安藏久男	２４番　今関和夫

欠席委員（なし）

事務局

事務局長	後藤俊之	次長	岩間雅徳
次長補佐 兼調査広報係長	浅川勝彦	農地係長	谷津知一
農地係	米川隆明	農地係	小橋央樹
農地係	野村俊貴	農政係	細谷　潤

内　容

１．議事

議案第１号　農地法第３条の規定による許可について

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第３号　農地法第５条の規定による許可について

議案第４号　土地現況証明願に対する承認について

議案第５号　農地法の運用に基づく非農地判断について

議案第６号　農地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について

２．報告

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出に対する受理について

報告第２号　農地法第４条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第３号　農地法第５条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第４号　農地の転用事後確認調査結果について

議　　長　それでは、ただいまから第３回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は24名、全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議　　長　ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

３番の一木克昭委員、４番の大関守久委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について、事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第３条の審議案件が７件、農地法第４条の審議案件が１件、農地法第５条の審議案件が22件、土地現況証明が１件でございます。報告事項といたしまして、農地法第３条の３の届出が６件、農地法第４条の届出が３件、農地法第５条の届出が14件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして54件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議　　長　議事に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を５番の関成一委員、よろしくお願いします。

（「はい」の声あり）

議　　長　それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第

２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番の関です。14番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第２項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　17番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第５項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第

２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番、佐川です。
調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第６項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員　16番、深谷です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第７項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第３条第２項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員　７番、岡田です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを上程いたします。
第１項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可についてを上程いたします。

第１項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第１項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第２項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第２項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第３項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第３項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第４項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第４項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

　調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第５項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第５項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

　調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第６項を上程いたします。

　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第６項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地

や山林に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第７項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第７項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第８項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第８項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第９項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第９項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員　11番、安です。
調査検討したところ、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、茨城県庁から500m以内の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。14番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。14番、笹沼委員の代理発言です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第12項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。14番、笹沼委員の代理発言です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第13項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。14番、笹沼委員の代理発言です。
　調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第14項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
　なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
　以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員　23番、安藏です。
　調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

　次に、第15項を上程いたします。
　事務局から説明をいたさせます。

事務局　第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。建築指導課に開

発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員　13番、根本です。
調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

柏委員　21番、柏です。
本件に関しまして、近隣住民の方にも意見を伺いました。調査検討した結果、法令に照らし合わせて許可相当だと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員　５番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議お願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員　10番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第19項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員　17番、市村です。
この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局　第20項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、農振農用地でありますが、農地法施行令第11条第１項第１号イ及びロの例外規定に該当すると思われます。
なお、一時転用期間は７か月であります。
以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

佐川委員　１番、佐川です。
調査検討した結果、法令に照らして許可相当だと思われますので、ご審議をお願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

大関委員　４番、大関です。

この件に関して調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議お願いいたします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第２種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議　　長　関係委員のご意見をお願いいたします。

大関委員　４番、大関です。

この件に関し調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議のほどお願いします。

議　　長　関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第４号　土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　それでは、資料別紙１をご覧願います。

議案第４号　土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第１項、平須町の畑2,758平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員３名で現地調査をした結果、転用目的どおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議　　長　事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第５号　農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局　お手元の資料別紙２をご覧願います。

議案第５号農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明させていただきます。

農地の非農地判断につきましては、今年８月の荒廃農地パトロール・現況調査にお

きまして「森林及び原野の様相を呈しているなど、農地への復元は困難であり、さらに、周辺の状況から見ても農地として継続して利用することが難しい」と地区の担当農業委員及び推進委員の方々から判断をされた土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地判断にすることにつきましてご承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を送付し、また、法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議　　長　ただいま事務局から説明ありましたが、該当する地区の関係委員からの意見を聞いて判断をしたいと思います。

山根地区の吉澤委員にお願いします。

吉澤委員　12番、吉澤です。

８月21日、大津推進委員、事務局とともに調査いたしました。

１番から10番の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林及び原野の様相を呈しているなど農地への復元は困難であり、さらに、周辺の状況から見ても農地として継続して利用することが難しいことから、非農地と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　関係委員から非農地が妥当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第６号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

この中に市村委員に関係する案件がありますので、農業委員会法等に関する法律第31条、議員参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

（市村委員一時退席）

議　　長　それでは、事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事務局　農政課の倉田よりご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料別紙３をご覧ください。

議案第６号　農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

市村委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、資料16ページの１筆と49ページの２筆でございます。こちら３筆とも田であり、設定面積合計は10,007平方メートル、設定期間は10年間、設定者２名、取得者２名でございます。貸借権の設定日は、令和８年11月１日に予定されております。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議　　長　事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、市村委員に着席を求めます。

（市村委員着席）

議　　長　事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事務局　続きまして、令和８年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について、内容を申し上げます。

表の１段目から３段目、それぞれの期間ごとの設定については資料のとおりとなっておりますので、ご覧ください。

今回、設定面積の合計につきましては、先ほどご承認をいただきました貸借農地を除きましてご説明いたします。

田が設定面積204,338平方メートル、畑が設定面積46,107平方メートル、設定者58名、取得者30名でございます。賃貸借権の設定日は、令和８年11月１日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、併せてご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項の各要件を満たしていると考えます。

議案第６号につきましては、説明以上でございます。

議　　長　事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議　　長　意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　　長　異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議　　長　次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局　それでは、お手元の水戸市農業委員会総会報告事項をご覧願います。

報告第１号、報告第２号、報告第３号にある農地法第３条の３、第４条、第５条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしております。

次に、３ページ以降の報告第４号については、別の担当者よりご報告いたします。

事務局　報告第４号　農地の転用事後確認調査結果についてご説明いたします。

この調査につきましては、県の農地の転用事後確認調査要領に基づき、毎年、前年に農地法第４条及び第５条で許可した案件が目的どおり転用されているかどうか、2,000平方メートル以上は全て、2,000平方メートル未満については５％を抽出して調査し、県に報告しているものでございます。

内容について説明いたします。３ページの総括表をご覧願います。

農地法第４条の2,000平方メートル未満につきましては２件あり、全て計画どおり転用済みとなっております。2,000平方メートル以上につきましては２件ございまして、まだ完了していないものが１件ございました。

農地法第５条の2,000平方メートル未満につきましては14件あり、全て計画どおり転用済みとなっております。2,000平方メートル以上につきましては16件あり、まだ完了していないものが７件ございました。

農地法第４条及び第５条合わせて32件が、本年調査対象件数となっております。

次に、４ページからは個別の進捗状況を記載しておりまして、第４条の笠原町では共同住宅の転用から、５ページの第５条の成沢町での資材置場への転用までの18件が2,000平方メートル以上の転用許可した案件の記載でございます。

また、６ページの第４条の笠原町での貸駐車場への転用から、７ページの第５条の藤井町での太陽光発電設備への転用までの16件が2,000平方メートル未満の転用許可した案件の記載でございます。

未着工のものや工事の進捗が遅れているものにつきましては、要領の指導方針に基づき、工事遅延理由書や今後の事業計画書の提出を求めるなど、早期に事業完了するよう指導を行っております。

説明は以上でございます。

議　　長　以上をもちまして、第３回総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会　午前１０時０５分